

◎新潟県告示第1127号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年10月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
小木出張診療所	佐渡市小木1949-1番地	平成29年5月31日
あべ内科クリニック	長岡市鉄工町一丁目1番40号	平成29年8月1日
齊藤外科内科医院	長岡市千歳3丁目2-29	平成29年8月1日
にのみや内科クリニック	加茂市新栄町4番1号	平成29年7月31日
大郷町調剤薬局	加茂市大郷町1-13-2	平成29年6月13日
有限会社 やまえ薬局	糸魚川市大字田海5713	平成29年7月1日